



五管区水路通報第38号

391項-404項

令和6年9月27日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量をこちら※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム\(海しる\)](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

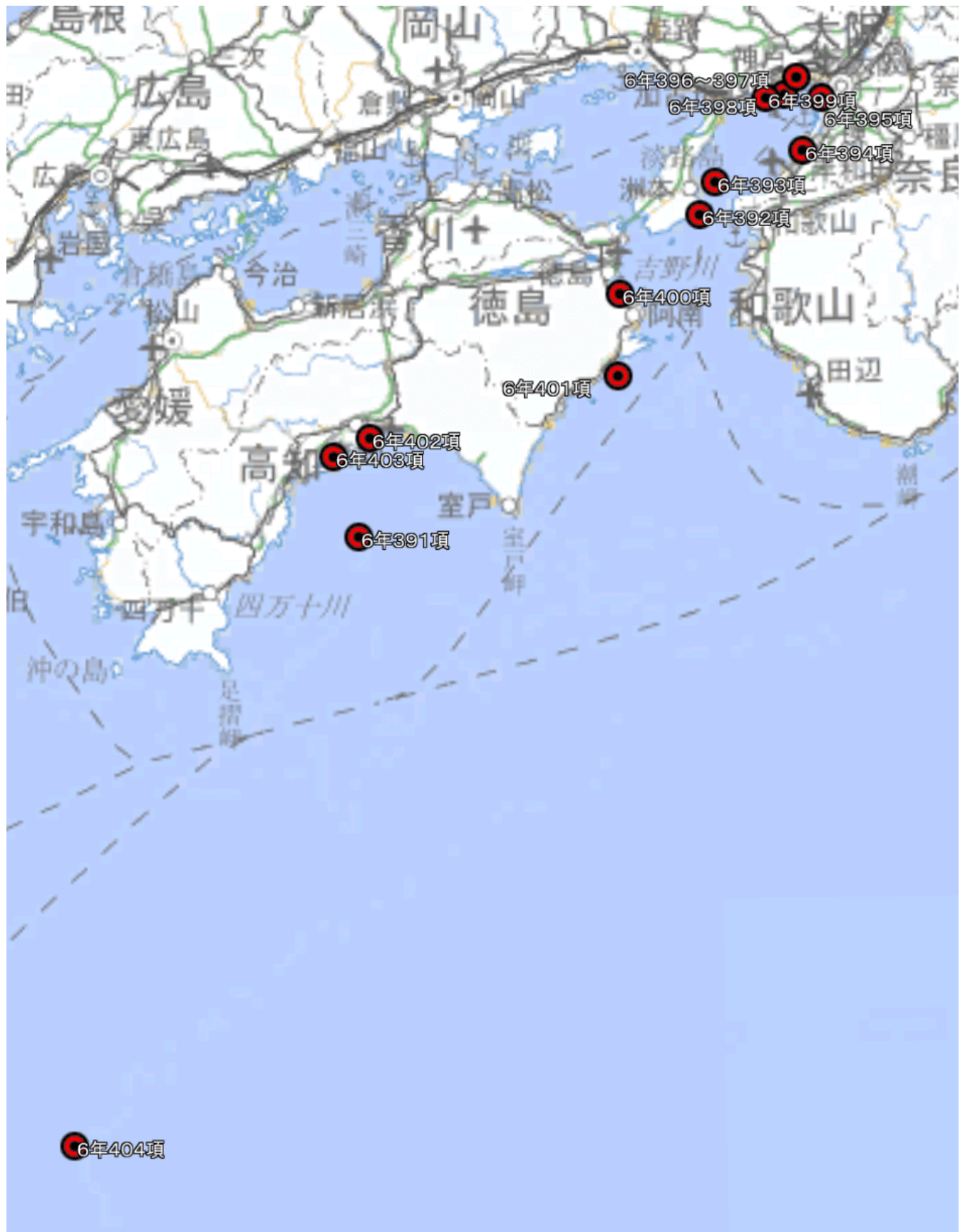
※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)

五管区水路通報 38 号 索引図



※背景図(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

- | | | | |
|---------------|-----------|-----|--------|
| 第 391項 | 四国南岸 | 土佐湾 | 武器発射試験 |
| 第 392項 | 大阪湾及び紀伊水道 | | 救難訓練 |
| 第 393項 | 大阪湾 | | ヨットレース |

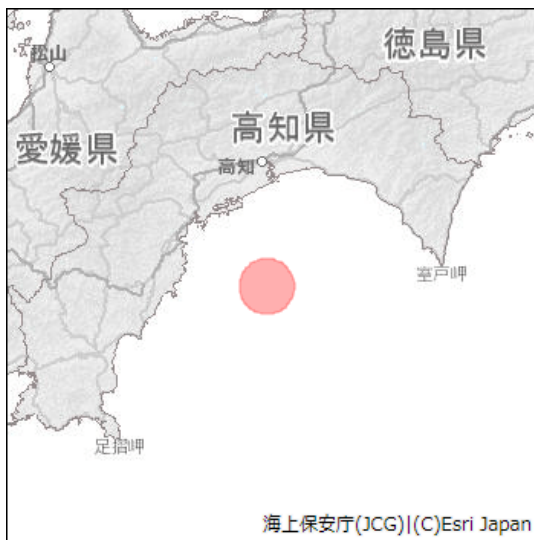
第 394項	大阪湾	阪南港、第2区	灯付浮標交換作業
第 395項	阪神港	大阪区、第3区	岸壁改修工事
第 396項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	灯台復旧
第 397項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	ヨットレース
第 398項	阪神港	神戸区、第6区	防災訓練
第 399項	瀬戸内海	大阪湾及び播磨灘	船舶通航信号所について
第 400項	紀伊水道	徳島小松島港、小松島区、第3区	掘下げ作業
第 401項	四国南岸	日和佐港付近	観測機器設置
第 402項	四国南岸	高知港	消波ブロック設置
第 403項	四国南岸	宇佐港	防潮堤改修工事
第 404項	四国南岸	足摺岬南方	海洋調査

★ 6年391項 四国南岸 - 土佐湾 武器発射試験

土佐湾において、巡視船による武器発射試験が実施される。

期 間 令和6年10月10日(予備日11日) 0700~1800
 区 域 33-10-48N 133-33-00Eを中心とする半径5海里の円内
 備 考 警戒船を配備
 海 図 W108(JP共)
 出 所 五本部船舶技術部

[→TOP](#)



★ 6年392項 大阪湾及び紀伊水道 救難訓練

大阪湾及び紀伊水道において、巡視船艇及び航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和6年10月1日~12月31日までのうち各月6回程度 0900~2100

区域1 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-33.0N 135-02.0E
- (2) 34-33.0N 135-07.5E
- (3) 34-22.0N 135-07.5E
- (4) 34-22.0N 134-55.0E
- (5) 34-25.0N 134-55.0E

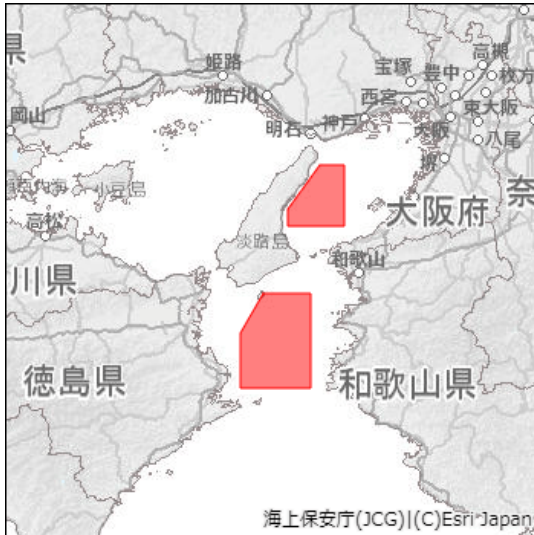
区域2 下記5地点により囲まれる区域

- (6) 34-10.0N 134-50.0E
- (7) 34-10.0N 135-00.0E
- (8) 33-53.0N 135-00.0E
- (9) 33-53.0N 134-45.0E
- (10) 34-03.0N 134-45.0E

備 考 国際信号旗「UY」旗を掲揚

海 図
出 所
[→TOP](#)

W150A(JP共)-W150C(JP共)
関西空港海上保安航空基地、五本部警備救難部



★6年393項 大阪湾 - ヨットレース

大阪湾において、ヨットレースが実施される。

期 間 令和6年10月13日 0900~1530

区 域 下記3地点を結ぶ線上付近

(1) 34-19.9N 134-55.2E

(2) 34-24.8N 134-55.2E

(3) 34-21.8N 135-10.9E

備 考 区域内に浮標を設置

警戒船を配備

海 図 W69-W1143-W150A(JP共)

出 所 関西空港海上保安航空基地

[→TOP](#)



★6年394項 大阪湾 - 阪南港、第2区 灯付浮標交換作業

岸和田水門付近において、潜水士・起重機船による灯付浮標の交換作業が実施される。

期 間 令和6年10月10日(予備日11日~31日) 日出~日没

区 域 34-28-19N 135-22-00E 付近

備 考 警戒船を配備

海 図 W1141(JP共)

出 所 阪南港長

[→TOP](#)



★6年395項 阪神港 - 大阪区、第3区 岸壁改修工事

天保山運河において、潜水士・クレーン付き台船等による岸壁改修工事が実施される。

- 期 間 令和6年10月1日～令和7年3月31日
- 区 域 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-38-55N 135-26-46E (岸線上)
 - (2) 34-38-56N 135-26-46E
 - (3) 34-38-59N 135-26-49E
 - (4) 34-38-59N 135-26-51E
 - (5) 34-38-58N 135-26-54E
 - (6) 34-38-57N 135-26-53E (岸線上)

備 考 汚濁防止膜を設置
夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置
警戒船を配備

海 図 W1148-W123(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年396項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第2区 灯台復旧

五管区水路通報6年37号386項削除
大関酒造今津灯台(灯台表第1巻3632)(34-43.2N 135-20.7E)は復旧した。

海 図 W1107(JP共)

出 所 神戸海上保安部

[→TOP](#)



★6年397項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第2区 ヨットレース

西宮浜付近において、ヨットレースが実施される。

期 間 令和6年10月6日 0930~1500

区 域 付図参照

備 考 区域内に浮標を設置

警戒船を配備

海 図 W1107(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年398項 阪神港 - 神戸区、第6区 防災訓練

神戸沖埋立処分場付近の指定錨泊地M14周辺海域において、行政機関及び民間船による防災訓練が実施される。

期 間 令和6年10月8日 1300~1630

区 域 34-39.7N 135-17.6Eを中心とする半径500mの円内

備 考 オイルフェンスを展開する

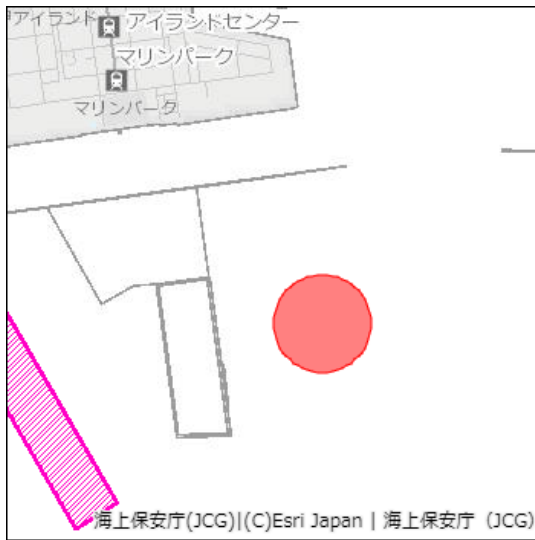
訓練参加船艇は「UY」旗を掲揚

警戒船を配備

海 図 W101A(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年399項 瀬戸内海 - 大阪湾及び播磨灘 船舶通航信号所について

神戸船舶通航信号所(灯台表第1巻8404)(34-39.1N 135-13.1E)において、船舶を特定せずに行われる情報提供の業務内容が下記のとおり変更される。

変更日 令和6年10月1日

1. MF無線電話による場合

削除 1(1)イ(ア)a、b、d及びf

2. インターネット・ホームページによる場合

追加1 航路及び阪神港(港則法規則別表第1阪神の部に掲げる堺泉北区、大阪区及び神戸区に限る。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況

追加2 生石鼻灯台(北緯34° 16' 3" 東経134° 57')から田倉埼灯台(北緯34° 15' 54" 東経135° 3' 42")まで引いた線、江崎灯台(北緯34° 36' 23" 東経134° 59' 36")から328° 30' に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域及び江崎灯台から328° 30' に陸岸まで引いた線、雁子岬、雁子岬から272° に引いた線が取揚島東端と松島東端とを結ぶ線と交わる点及び取揚島東端を順次結んだ線、取揚島北端から網崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

追加3 明石海峡航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況

追加4 江崎における風向、風速及び気圧、洲本における風向、風速及び波高並びに孫崎、地藏崎、明石海峡、神戸ポートアイランド、夢洲、友ヶ島における風向及び風速

3. 方法の詳細、使用言語及び実施時期(表)

削除 備考欄の記載内容

参照書誌 灯台表(411)

出所 海上保安庁告示43号、五本部交通部

[→TOP](#)

★6年400項 紀伊水道 - 徳島小松島港、小松島区、第3区 掘下げ作業

金磯岸壁から赤石岸壁に至る泊地付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 令和6年10月1日～12月15日(予備日12月16日～28日) 日出～日没

区域 下記12地点により囲まれる区域

- (1) 33-59-59N 134-37-01E
- (2) 33-59-56N 134-37-05E
- (3) 33-59-47N 134-36-55E
- (4) 33-59-45N 134-36-59E
- (5) 33-59-35N 134-37-06E (岸線上)
- (6) 33-59-33N 134-37-02E (岸線上)
- (7) 33-59-31N 134-36-57E
- (8) 33-59-31N 134-36-56E
- (9) 33-59-34N 134-36-56E
- (10) 33-59-42N 134-36-45E
- (11) 33-59-49N 134-36-52E
- (12) 33-59-50N 134-36-51E

備考 警戒船を配備

海図 W1126

出所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年401項 四国南岸 - 日和佐港付近 観測機器設置

日和佐港沖において観測機器が水中へ設置される。

期 間 令和6年10月1日～18日

位 置 下記3地点付近

(1) 33-43-32N 134-33-29E

(2) 33-42-58N 134-37-07E

(3) 33-42-58N 134-38-29E

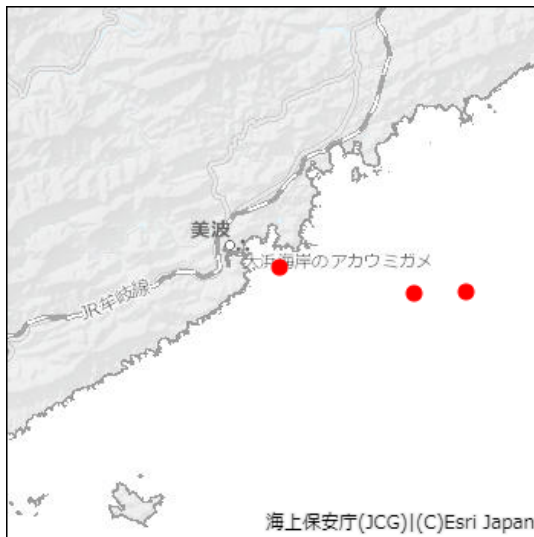
備 考 設置・撤去作業は上記期間中に実施

観測機器の位置を示す灯付浮標（黄）、旗及びレーダーリフレクタを設置

海 図 W1459-W77(JP共)

出 所 徳島海上保安部長

[→TOP](#)



★6年402項 四国南岸 - 高知港 消波ブロック設置

五管区水路通報5年23号202項削除

第7心頭東方において、既設防波堤を囲むように消波ブロックが延長された。

区 域 下記3地点を結ぶ線上(幅最大約22m)

(1) 33-30-50.1N 133-35-39.9E (既設消波ブロック上)

(2) 33-30-47.1N 133-35-41.1E

(3) 33-30-46.8N 133-35-40.1E

海 図 W110

出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年403項 四国南岸 - 宇佐港 防潮堤改修工事

五管区水路通報6年17号206項削除

宇佐港において、潜水土・起重機船等による防潮堤の改修工事が実施されている。

期間 令和7年2月13日まで（予備日2月14日～28日） 日出～日没

区域 33-27-01N 133-26-46E 付近

備考 警戒船を配備

可航幅110mを確保

水深3m（アンカーワイヤー上）を示す浮標を設置

海図 W108（JP共）

出所 高知海上保安部長

[→TOP](#)



★6年404項 四国南岸 - 足摺岬南方 海洋調査

足摺岬南方において、作業船「かいり」（1,951トン）による海洋調査が実施される。

期間 令和6年10月13日～21日（予備日を含む）

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 31-30N 132-00E

(2) 31-30N 133-00E

(3) 30-30N 133-00E

(4) 30-30N 132-00E

備考 船尾から海洋調査機器（ケーブル等）をえい航する（えい航長約3km、えい航幅300m）

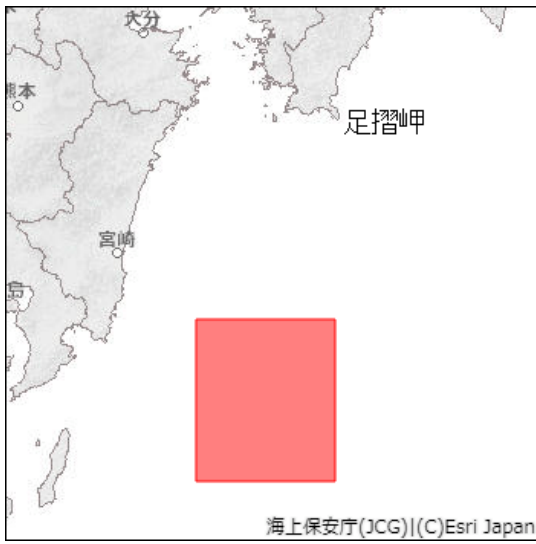
国際信号旗「KJ」旗を掲揚

警戒船を配備

海図 W157

出所 地球科学総合研究所

[→TOP](#)



海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan

※ 2024年6月27日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

W46	2024-30-315
W74	2024-33-346
W77	2024-34-357 、 2024-33-351
JP77	2024-34-357 、 2024-33-351
W97	2024-31-324 、 2024-31-323
W99	2024-30-315
W101A	2024-37-387 、 2024-34-360 、 2024-32-339
JP101A	2024-37-387 、 2024-34-360 、 2024-32-339
W101B	2024-32-339
JP101B	2024-32-339
W106	2024-34-358 、 2024-27-295
JP106	2024-34-358 、 2024-27-295
W107	2024-31-327
JP107	2024-31-327
W108	2024-38-403 、 2024-33-351
JP108	2024-38-403 、 2024-33-351
W110	2024-38-402 、 2024-34-363
JP112	2024-31-331 、 2024-27-300
W112	2024-31-331 、 2024-27-300
W123	2024-31-326 、 2024-23-260
JP123	2024-31-326 、 2024-23-260
JP131	2024-37-388
W131	2024-37-388
W134B	2024-36-374 、 2024-34-361
JP134B	2024-36-374 、 2024-34-361
JP150A	2024-34-358 、 2024-32-337 、 2024-27-295
W150A	2024-34-358 、 2024-32-337 、 2024-27-295
W150B	2024-37-388 、 2024-31-330
JP150C	2024-32-337 、 2024-27-300
W150C	2024-32-337 、 2024-27-300
W157	2024-33-351 、 2024-32-333 、 2024-26-290
W1072	2024-36-370
JP1103	2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326 、 2024-27-295
W1103	2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326 、 2024-27-295
W1107	2024-38-396 、 2024-26-285
JP1107	2024-38-396 、 2024-26-285
W1110	2024-37-383 、 2024-37-382 、 2024-34-358 、 2024-30-320 、 2024-27-295 、 2024-23-257
JP1110	2024-37-383 、 2024-37-382 、 2024-34-358 、 2024-30-320 、 2024-27-295 、 2024-23-257
W1113	2024-37-388 、 2024-36-375 、 2024-31-329 、 2024-31-328
W1126	2024-35-369
W1140	2024-33-352
W1141	2024-32-338 、 2024-30-320 、 2024-30-319
JP1141	2024-32-338 、 2024-30-320 、 2024-30-319
W1142	2024-33-350
W1145	2024-33-347 、 2024-30-317
W1148	2024-23-260

JP1150 [2024-36-371](#)、[2024-33-348](#)

W1150 [2024-36-371](#)、[2024-33-348](#)

W1398 [2024-30-318](#)

[TOPに戻る](#)

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)